

医療保険^①の更新時期です！

後期高齢者医療保険に加入している方(75歳以上の方)

後期高齢者の方へは暫定的な運用としてマイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、**すべての被保険者へ資格確認書**を交付します。**※引き続きマイナ保険証も利用できます**

また、過去に限度額適用・標準負担額減額認定証などの交付を受けていた方は、あらかじめ限度区分の欄に併記されており資格確認書1枚で限度額などの適用を受けることができます。

限度区分に記載がない方については福祉課で手続きをすることで限度区分に併記することができます。

こんなときどうしたらいいの？

- Q.** マイナンバーカードを紛失してしまい、再発行の手続きをしていますが、病院を受診するときはどうしたらいいですか？
- A.** マイナンバーカードの紛失や、マイナンバーカードの有効期限の更新などで一時的にマイナ保険証の利用ができない場合は、短期間限定（最大3カ月）の資格確認書を福祉課で交付しています。
- Q.** マイナ保険証の利用登録を解除したいときはどうしたらいいですか？
- A.** 福祉課にて利用登録解除の手続きをすることができます。
その後、国民健康保険の方についてはその場で資格確認書を交付します。
なお、手続きからマイナポータルなどで利用登録解除の情報が反映されるまで、約1～2カ月程度かかりますのでご注意ください。
- Q.** 自分ではマイナ保険証を使えないときはどうしたらいいですか？
- A.** マイナ保険証は暗証番号もしくは顔認証により使うことができます。高齢や障害などにより第三者からの介助が必要で自身ではいずれの方法でも認証ができない場合には、ご家族やヘルパーなどからの申請により資格確認書を交付することができますので福祉課までご相談ください。
その際、マイナ保険証の利用登録の解除の必要はありません。
- Q.** 資格確認書も資格情報のお知らせも届かないのですがどうしてですか？
- A.** 過去に保険証が届かないというお問い合わせを受けた際の事例として、①すでに別の家族の方が受け取っていた、②過去に別の住所に送付するように手続きをしていた、③そもそも国民健康保険への加入の手続きをしていなかった、などありますが、さまざまな原因が考えられますのでお手元に届かない場合は福祉課までお問い合わせください。

そのほか、マイナ保険証の利用登録状況の確認やご不明な点などがございましたら福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ先：福祉課 国民健康保険係 ☎47-4682